

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（意見募集_新旧対照表）

通し 番号	ページ数 委員等	意見募集前	意見反映後
1	P14 高松委員	第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等をはじめとした咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本であり、特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要となってくる。	第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いや口腔の保清、マスク着用等をはじめとした咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本であり、特に、ワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要となってくる。
2	P29 事務局	ア 人材育成 こうした人材育成については、J I H S が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」や厚生労働省の「感染症危機管理専門家（I D E S）養成プログラム」等の取り組みを活用しつつ、こうしたコースの修了者等と連携をしながら感染症対策をはじめ、公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、感染症対策の中核となる保健所等の人材確保及び育成、配置のあり方、キャリア形成等の支援に努めていく。	ア 人材育成 こうした人材育成については、市は感染症に関する学会や国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会の活用や、J I H S が厚生労働省の委託を受けて実施している「実地疫学専門養成コース（F E T P）」等の取り組みや、こうしたコースの修了者等の知見を得て、感染症対策をはじめ公衆衛生や疫学の専門家等の養成を地域で進め、キャリア形成を支援するほか、市における感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保及び育成や配置のあり方、キャリア形成の支援を行うことが重要である。

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（意見募集_新旧対照表）

通し 番号	ページ数 委員等	意見募集前	意見反映後
3	P52 事務局		2-1-2. リスク評価体制の強化 市は、国及び J I H S における、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うための感染症インテリジェンス体制の強化及び継続的なリスク評価の実施に協力する。
4	P78 高松委員	1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 (①は省略) ② 市、学校、保健所、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。	1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 (①は省略) ② 市、学校、保健所、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、 口腔の保清 、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
5	P79 事務局	2-1. 市内でのまん延防止対策の準備 (①は省略) ② 市は、国からの要請を受けて、前橋市 健康危機対処計画 及び業務継続計画に基づく対応の準備を行う。	2-1. 市内でのまん延防止対策の準備 (①以下省略) ② 市は、J I H S から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、必要な対策を検討する。 ③ 市は、国からの要請を受けて、前橋市健康危機対処計画及び業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
6	P103 宮崎委員	第8章 医療 第1節 準備期 新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、県は、県予防計画等に基づき、平時から県や医療機関等	第8章 医療 第1節 準備期 新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、県は、県予防計画等に基づき、平時から 医療機関等 と

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（意見募集_新旧対照表）

通し 番号	ページ数 委員等	意見募集前	意見反映後
		との調整を行い、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。 なお、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、県連携協議会の活用等を行うことで、地域における有事の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。 1-1. 基本的な医療提供体制 ① 県は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、相談センター感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。 ② 県等は、平時から、医療機関や高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や、各医療機関や高齢者施設等における感染症と対応に係る課題に対し、必要な支援を行うため、医療措置協定を締結した医療機関及び医師会等と連携し、I C M A T等の派遣体制の確保を行う。	の調整を行い、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。 これを受けて、市は、平時から県や医療機関等の関係機関と連携を図り、情報共有や訓練、研修等を行うことで、地域における有事の医療提供体制整備に取り組む。 1-1. 基本的な医療提供体制 ① 県は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、相談センター感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、県民等に対して必要な医療を提供する。 この中で、市は、1-1-1の相談センターを開設する等の役割を担いながら、県の医療提供体制の構築に協力する。 ② 市は、県等と連携し、平時から、医療機関や高齢者施設等における職員を含む集団感染の発生や、各医療機関や高齢者施設等における感染症と対応に係る課題に対し、必要な支援を行うため、医療措置協定を締結した医療機関及び医師会等と連携し、I C M A T等の派遣体制の確保に協力する。

前橋市新型コロナウイルス等対策行動計画（意見募集_新旧対照表）

通し 番号	ページ数 委員等	意見募集前	意見反映後
7	P107 事務局	2-2. 相談センターの整備 (①②は省略)	2-2. 相談センターの整備 (①②は省略) ③ 市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるように、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を設置するなど、相談センターの負担を減らす。
8	P124 事務局	【 図 23 感染症有事体制 】	【 図 22 感染症有事体制 】

前橋市新型インフルエンザ等対策行動計画（意見募集_新旧対照表）

通し 番号	ページ数 委員等	意見募集前	意見反映後
9	P127 事務局	1-5. D Xの推進 市本庁及び保健所等は、感染症サーベイランスシステムによる感染者数の把握、健康観察（本人からの報告及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電を含む。）や、医療機関等情報支援システム（G－M I S）による医療機関の病床の稼働状況、医療スタッフの状況、受診者数の把握等について、平時から研修・訓練等により活用方法を習得しておく。	1-5. D Xの推進 国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G－M I S）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、国は、県等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、県等、保健所、衛生環境研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。 市は、平時から県と連携し、保健所間における新型インフルエンザ等の発生時の患者調査票等の統一化及びデータベースの構築等を検討し、業務の効率化を進める。